

令和7年2月13日

各位

常滑市民病院  
院長 野崎 裕広

### 当院職員に対する講演会等講師の取り扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、常滑市民病院は令和7年4月に半田市立半田病院と経営統合し、地方独立行政法人知多半島総合医療機構を設立します。また、名称も「知多半島りんくう病院」となる予定です。

令和7年4月以降、当院職員に対する講演会等講師の依頼は「兼業」（当機構の職務以外の業務に従事すること）と取り扱い、許可基準に適合する場合には、これを許可する予定です。当院職員に講演会等講師の依頼をする場合の手続きについて下記のとおり変更いたしますのでご承知おきください。

兼業を依頼する場合は、兼業を依頼する職員本人にあらかじめ内諾を得た上で、別紙「兼業依頼書（兼業許可申請書・許可書）」様式により依頼書を作成の上、同職員を通じご提出をお願いいたします。

なお、当院職員が許可なく兼業に従事することはできませんので、兼業依頼に際しては遺漏のないよう重ねて申し上げます。

### 記

#### ○令和7年4月開催分以降

**別紙「兼業依頼書（兼業許可申請書・許可書）」**を兼業依頼する職員を通じ提出して下さい。

※講演日の1か月前までにご提出をお願いします。

以上

#### 【お問い合わせ先】

常滑市民病院 管理課 人事チーム

電話:0569-35-3170(代表)

メール:byoinkanri@city.tokoname.lg.jp